平成２３年（フ）第８６４号
広島市西区三篠町３丁目20番２―302号
債務者　柿原智栄美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
高知市瀬戸東町３丁目32番地
債務者　尾立梨枝子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２４号
高知市種崎66番地
債務者　鍋島美恵子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７３号
秋田市寺内油田３丁目19番26号
債務者　滝沢　由希
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３号
秋田市御野場新町２丁目19番12号
債務者　川﨑　俊昭
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５号
秋田市牛島西２丁目19番12号　サンシティー華菜Ｂ－２号
債務者　荘司　　明
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５号
秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口106番地４
債務者　佐藤まき子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４５号
福井県小浜市岡津第２号２番地
債務者　松井　信行
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第３０２号
兵庫県川西市新田３丁目18番９号
債務者　長谷川　淳
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５７７号
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目24番１―401号
債務者　遠藤　章史
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２８号
兵庫県西宮市櫨塚町５番29―105号　エトール市川Ⅵ
債務者　川端　伸弥
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８１号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目６番28号
債務者　中竹　　謙
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８３号
兵庫県西宮市今津水波町３番10―701号
債務者　谷本　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１４号
広島県尾道市日比崎町７番４号
債務者　山口　賢子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
高知市朝倉己187番地17
債務者　仙石　伸之
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６７号
高知市南河ノ瀬町290番地34
債務者　小松　時子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０９号
高知県土佐市宇佐町宇佐2782番地２
債務者　濵田　啓充
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１９号
高知県香南市香我美町山北29番地25　Ａ―103
債務者　細川　和宏
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係